

＜報告書の記入例＞

※使用者証に記載されている住所、氏名
(名称)、業種、使用者証番号を記入

岡山県 県民局長 殿 年 月 日	免 税 軽 油 使用 者 の 住 所 又 は 事 務 所 若 し く は 事 業 所 所 在 地	岡山市北区弓之町6-1
	免 税 軽 油 使用 者 の 氏 名 又 は 名 称	県 庁 太 郎
	業 種	漁船以外の船舶／農業／漁業 等
	免 税 軽 油 使用 者 証 の 番 号	岡 山 県 第 ●●●●● 号
	この 報 告 書 に 応 答 す る 係 及 び 氏 名 並 び に 電 話 番 号	(電話 086-●●●-●●●)

免 税 軽 油 の 引 取 り 等 に 係 る 報 告 書

報告対象期間	令和1年9月15日から令和2年9月14日まで				
免 税 軽 油 の 引 取 り に 關 す る 事 実 及 び そ の 数 量 (引取りの事実 有・無)	免 税 軽 油 の 引 渡 し を 行 っ た 販 売 業 者 の 事 務 所 又 は 事 業 所 所 在 地 及 び 氏 名 又 は 名 称			免 税 軽 油 の 引 取 り に 際 し て 販 売 業 者 に 提 出 し た 免 稅 証 に 關 す る 事 項	
引取年月日	引取数量(ア)	種 類	枚 数	免 税 証 の 記 号 及 び 番 号	
R1.9.28 []	リットル 100	50 リットル券	2	7876 ~ 7883	
R2.5.9 []	リットル 50	50	1	7891 ~	



※ 使用した免証の番号(ピンクの枠内にある14ケタの数字)
のうち、下4ケタを記入

レポート期間の初日の前日における免税軽油の保有数量	(イ)	0リットル	←前回から繰越した量を記入
レポート期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計	(ウ)	150リットル	←購入量(上記(ア)欄)の合計を記入
レポート期間に使用した免税軽油の数量の合計	(エ)	120リットル	←受取簿の給油量の合計を記入
レポート期間における減失等による免税軽油の欠減量	(オ)	0リットル	←通常 0リットル
レポート期間の末日における免税軽油の保有数量 (イ)+(ウ)-(エ)-(オ) (カ)		30リットル	←左の計算からでてくる在庫量を記入(次回へ繰越)

使用者証記載の機械番号

受払簿から各項目の合計を算出

免 税 輕 油 の 使 用 に 關 す る 事 實 有 ・ 無 及 び	機械、車両又は 設備名(番号)	左記の機械、車両又は 設備の使用地	免税軽油の 使用数量(キ)	稼働日数	稼働時間
	No. 1 Aトラクター	岡山市北区弓之町	30 リットル	2 日	6 時間
	No. 2 Bトラクター	"	40	1	4
	No. 3 コンバイン	"	50	3	15
	No.				
	No.				
合 計			120		
報告対象 期間の末 日におけ る免稅証 の保有状 況	種類	枚数	種類	枚数	
	リットル券	枚	リットル券	枚	

第16号の30様式記載要領

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法(以下「法」という。)第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに(法第144条の27の2第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに)、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に1通提出すること。
- 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事務所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量(イ)」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(カ)」欄の数量と一致すること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計(カ)」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量(ア)」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(エ)」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」の「合計」欄の数量と一致すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量(消費数量)を記載すること。ただし、使用者数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えされること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び該当免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。